

2月の無料相談

日常生活の中で悩んでいることや、疑問に感じていることなどを解決へ導くため、次の相談窓口を開設しています。（※印のある相談は、市内在住・市内勤務の方のみ対象です。）

秘密は守られますので、気軽に相談ください。

●相談名など

相談名	相談内容	相談員	日時	備考
無料困りごと相談・法律相談会 ※	相続、離婚、消費者問題など	弁護士 (福島県弁護士会)	月曜日 15時～17時	▽予約制 ▽1回の相談時間は30分
		弁護士 (杜の都法律事務所)	▽2月3日(金) ▽2月17日(金) 13時～16時30分	
	登記、相続、会社・法人の設立および変更など	司法書士	▽2月3日(金) ▽2月17日(金) 13時～15時	
行政相談	国、県、市および特殊法人への苦情・要望	行政相談委員	2月14日(火) 10時～12時	—
交通事故相談 ※	交通事故に関する相談	交通相談所所長	▽2月9日(木) ▽2月16日(木) 9時～17時	予約制
消費生活相談	日常生活の中で生じた商品の売買やサービスの提供に伴うトラブルなど	市職員	毎日(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時	必要に応じて県消費生活センターを案内します
多重債務相談 ※	クレジットや消費者金融などを複数利用し、多重債務に陥った方の生活再建を支援する			必要に応じて弁護士相談が受けられます
市民相談 ※	生活上の心配ごとや悩みごと			—

◎新型コロナウイルス感染症の感染が不安な方、移動が困難な方などのため、自宅から相談員の顔を見て相談できるオンライン相談（Zoom、Skype）を行っています。希望する方は、生活環境課に予約ください。

●ここまでの相談場所・問い合わせ先 生活環境課（☎ 37-2144）

生活困りごと相談 (生活サポート相談センター)

経済的な困りごとなど、気軽に相談ください。

毎日(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時

●相談・問い合わせ先 生活サポート相談センター（総合福祉センター（はまなす館）内 ☎ 36-2015）

新型コロナウイルス感染症 感染予防徹底のお願い

冬季の間は、新型コロナウイルスのほか、インフルエンザウイルスやノロウイルスの流行にも注意が必要です。

これらのウイルスによる感染症は、一人一人の予防が重要です。

手指の消毒やマスク着用などの基本的な感染予防を徹底し、発熱などの症状がある場合は、登校や出勤などの外出を控えて、早めに医療機関を受診ください。

●問い合わせ先 保健センター（☎ 35-4477）

新型コロナウイルスに関する情報

